

社会福祉実践とエンパワーメント

Empowerment and Socialwork Practice

谷口 政隆

「実践理論における最近の2つの重要な展開はエンパワーメントとアドボカシーを強調してきたことである」(Payne, 1995, p. 178)と言われている。介護者が強力なグループとして地域に根づくような「介護者のエンパワーメント」、無力な状態におかれ社会から排除されている「知的障害者のエンパワーメント」など、90年代のイギリスはエンパワーメントを社会福祉実践の基軸としているかのように見える。これはまたコミュニティ・ケア政策とその社会福祉領域での実践に対するラディカルな提起であり、今日におけるエンパワーメントの概念はソーシャルワークの中核をなすものともいうべく、その位置づけを飛躍的に高めていると思う。こうしたことから、最近のイギリスの動向を主体にして社会福祉実践とエンパワーメントについて考察してみたい。

1. エンパワーメントを基軸として

かつてソロモン(Solomon, B.)が、エンパワーメントは「ソーシャルワーカーがクライエントと共に一連の活動に従事する過程であり、その目標は、スティグマを負わされた集団の構成員に存在する否定的な価値づけから生じているパワーの喪失を軽減することである。それには間接的に力(パワー)の障壁となっているものの影響を削減し、あるいは直接的に力の障壁となっているものの作用を削減する目的で特定の戦略を開発および実行するのと同時に、力の障壁となる問題を同定することが含まれる」(Solomon, 1976, p. 19)の

であり、「問題を解決するために特定の種類の障壁に対処する。その問題とは、スティグマによって集合的に同一視され、そのため周囲の集団から押しつけられているものである」(Solomon, 1976, p. 21)として、抑圧されている地域社会におけるソーシャルワークを提起したことは日本でも紹介されている。(例えば「ソーシャルワーク研究」Vol. 21, No. 2, 1995. 川島書店を参照)

しかし、リー(Lee, J, 1994, pp. 27-28)は実際のところエンパワーメントという用語がイギリスに達したのはごく最近のこと、例えば、1989年のBASW年次総会とリンクした学習コースではエンパワーメントとソーシャルワークが中心課題となり、それは熱狂的といってよいほどの勢いで浸透していくと同時に「エンパワーメントという用語そのものが、いつのまにか一般的な日常語に紛れ込んでしまった。エンパワーメントはソーシャルワークおよび他者を支援する専門家が行うすべてのことを表すものとして用いられているが、われわれが行うことのすべてがエンパワーメントではない。正確な定義がわれわれの思考と実践を方向づけるものである」との指摘を行い、その実践についての原理を以下の8項目に集約した。

1. あらゆる抑圧は人生を破壊するものであり、ソーシャルワーカーとクライエントによって挑戦されるべきものである。抑圧に関する視野の狭い見方では、区分、分断、パワーの喪失に至る集団の体験を認識できない。われわれは抑圧の種別を選定する必要もなく、われわれの専門

的な技術を分かち合い、抑圧するものに対抗して一体とならなければならない。

2. ソーシャルワーカーは抑圧の状況について全体的な視点を維持すべきである。われわれは森と木、広い視野と個別的な構図の双方を見られなければならない。そしてクライエントと共に、その双方に心を向けなければならない。

3. 人々は自分自身で力をつける。ソーシャルワーカーは支援すべきである。自己決定の原理を越えて、このセルフ・エンパワーメントの原理は人間のエンパワーメントの過程におけるクライエントの権利と責任を強調する。

4. 共通の基盤に立つ人々は、エンパワーメントを達成するために、お互いを必要とする。この原理は、エンパワーメントの過程における集合的な力と、集団を通じて人々を支援するワーカーの役割に焦点を当てている。

5. ソーシャルワーカーはクライエントと共に「私と私」という関係を樹立すべきである。ジャマイカ地方では「われわれ」を意味する言葉として「私と私」を用いる。これは各々の行為者の独自の個性を保持し、公平を尊重するものである。それはまた、尊厳と価値を有する2人の全人的な存在が、逆境に対抗して共に立ち上ることを指している。「私と私」は抑圧に抵抗して、これを共にし、パートナーとすることである。

6. ソーシャルワーカーは、クライエントが自身の言葉で発言できるようにすべきである。抑圧された人々は、抑圧された者の言葉で考え、語ることを学んできた。クライエントは自身の現実を改めて指摘し、これを言い立てていく活動をする必要がある。ワーカーは公正の原則とコミュニケーションの上での水平性を見守るべきである。これはクライエントが自身の声を出すために、従来の上下関係から生じていた束縛か

ら解放するものである。

7. ワーカーは、被害者ではなく被征服者としての個人に焦点を合わせ続けるべきである。クライエントは抑圧されることを選択したのではない。そして内在化した抑圧をかなぐり捨てるであろうし、強いられている抑圧に挑戦もするだろう。被害者の役割を振り捨てるために、クライエントは必要な資源を獲得し、行動を起こすために援助されるべきである。

8. ソーシャルワーカーは、社会変革に焦点を合わせ続けるべきである。原則の7は個人的および政治的変革におけるクライエントの第一義的な役割を指向したものであるが、これに対して原則の8はクライエントとワーカーの双方が、構造的な変革、人間の変革、そして解放に向かって共に活動する役割を志向している。クライエントの奮闘が続いている間、ワーカーは抑圧に関する広範な論点についてクライエントと結び合い、社会変革に向けての連携活動を行っていくねばならない。

こうした8項目の原理からすると、エンパワーメントは単に心理的および個人的なウェルビーイングという政治色のない「暮らしを変える」という意味を持つだけではなく、制度の変革を追及することが含まれている。ソーシャルワークは、抑圧された人々を個人的に、また個々人の相互関係を政治的にエンパワーリングし、解放に向かっての支援を行うことができるとの認識に立って用いられているのである。

エンパワーメントの実践は、物にあふれ権力的な社会のまっただなかで不平等や無力な状態に置かれ、あるいは抑圧されている人々、そうした人々が直面している問題に共に挑戦し、また彼等と共にコミュニティの創成を追及していくものとされているのである。

2. 「相談」を越えて

日本もイギリスも共に、コミュニティ・ケアの政策が推進され、一方で早期の退院措置がとられていくことによって家族員に多大の圧力がかかり、ケアの重荷に家族員が損なわれていくという現実が広く語られてきた。コミュニティ・ケアは脱施設を基本とすると筆者は考えているが、コミュニティで提供されるサービスの質と量が低ければ逆に生活の質は低下し家族員に多大の負担がかかっていくという現実を生じる。したがって、コミュニティ・ケアには既存の制度・サービスを常に改革し、「相談」を越えて人々のエンパワーメントに向かっていくソーシャルワークがなければ真のニーズ充足に至らない。

それにはまた、ソーシャルワーク実践の専門性も関係している。つまり、「長年の間、ソーシャルワークにおいては他の援助専門職においてそうであるのと同じく、専門家がクライエントの利用できない専門的な知識を基礎に所与のサービスの質や適格性を判定するということを前提にしてきた」(Younghusband, 1978, 邦訳・下巻, 1984, pp. 144) という局面がある。そして、クライエントの意向や能力を正当に汲み取り、協同してのケア計画を策定するといったアプローチ(strength approach)よりも、問題点や能力の欠損状態を詳細に描きだし、クライエントをさながら問題の集積のようにして把握してサービスの対象化を行っている場合が今日でも多く見られる。

さらに、クライエントの過去を詳細に掘り下げ心理的な原因の究明に当たるなど、心理的な問題に一面的に傾斜した手法がとられることがあるなど、全人間的なアプローチが必要なソーシャルワークに一種の職業的な、そして専門的分断化状況が今日もなお継続している。そもそも社会福祉は、心理学ばかりでなく社会学など関連領域からの知識を取り入れる応用科学とされてきたが、これら

は社会福祉専門職の文脈の中で統一的に捉えなされる事もなく、乱雑に「応用」されて来たのではなかろうか。こうした旧来の応用を離脱し、その立脚点をクライエントのエンパワーリングに置こうとするのが今日の方向性なのではないか、それが必要だと筆者は考えている。

その一方で、ソーシャルワーカーが対応する領域は個人ばかりでなく、家族、近隣、種々の当事者グループなどに拡大し、他方では社会福祉の行政や政策決定領域にも活動の分野が拡大した。また、近年の社会福祉援助技術は急速に知識と技術を蓄積してきたが、この端緒は社会福祉の実践が次第にコミュニティを基盤としたものに変革してきた所にある。具体的にはクライエントとのパートナーシップが次第に強調され、加えてコミュニティの人々の持つケアの能力やネットワークの有効性が正確に認識されるに従い、クライエントばかりでなく地域住民とのパートナーシップも強調されるようになった。この点では、高齢者や障害者の実生活を1960年代の数多い調査によって連続的に把握し、インフォーマル・ケアの重要性を共通の認識したこと、これによってさらにコミュニティ・ケアに向けての連続的な改革を行ったイギリスの動向が、日本のコミュニティ・ケア政策とその実践を先導したといつてもよいであろう。シーボーム報告(1968)、パークレイ報告(1982)などでコミュニティのネットワークが持つ力の再認識が行われ、それとのパートナーシップの構築あるいはコミュニティ・ソーシャルワークといった名称を冠した実践方法の必要性が指摘されていったのは周知のことである。

そしてこうした動向は、マーシュとフィッシャー(Marsh and Fisher, 1992)がソーシャルワーク場面におけるクライエントとの「パートナーシップ」アプローチを提唱して次のような具体的な事項を掲げているように、従来のクライエントと社

会福祉専門職の関係を明らかに変更するものであった。

- * 利用者の同意によってのみ行われる問題点の調査
- * 利用者の同意もしくは公的要請によって認められる場合のみの面接
- * すべての関連の家族員の見解を基盤とした介入
- * 仮定や慣例でなく、話し合いの上での合意を基盤とした介入
- * 可能最大限の選択肢を利用者に提供

筆者が1970年代に仕事をしていた心身障害児の診療相談機関では、早期療育の導入と共に、あらゆるスタッフにとって両親との共同作業は不可欠のものであり、またコミュニティへの統合を課題としての地域社会への接近も不可欠のものであった。つまり、クライエントおよび地域住民とワーカーとのパートナーシップを確立することが、すでに20年以上も前に必須条件となっていた。

なお、サービスの不足、そして統合よりも分離に向かう諸制度の改革に立ち上がる両親や障害者の運動を支えることもソーシャルワーカーの重要な任務であった。つまり、ここには専門家とクライエントという上下関係を克服して、協働者として水平な関係で、しかもその運動を専門的な知識と情報で支援することが求められていたのである。

しかし、先にも述べたように問題群や症候群を主体とするクライエントの状況把握と、不足するサービスの配分は、クライエントのニーズや意向を主体とするよりも、サービス供給の実情に合わせた専門家優位・クライエント従属という関係を固定化するような「相談活動」などが今日に至るも継続している。当事者あるいはクライエント集団は、特定のサービス利用資格を有すると判定されない限り、今もなお周辺部に置かれたままで、ソーシャルワーカーたちの多くはこうした人々を

視野の外に置くか、リーチアウトする余裕のないままに放置しているという現実がある。今日の社会福祉実践は「相談」を越えて、人々のエンパワーメントに向かう必要があるのである。

3. 自己決定・参加とエンパワーメント

次に、従来から言われてきたソーシャルワークの原則などについて、エンパワーメントの観点から再検討を加えてみたい。

まず最初にふれてみたいものにクライエントの「自己決定」がある。これはいまさら言うまでもなくバイステック (Biestek, F.) によって提唱されたソーシャルワークの原則のひとつであり、それは社会福祉の重要な価値基盤をなしているものであった。自己決定は、ソーシャルワーク過程の中でクライエントに決定への参加を促しながらクライエントの動機づけを図っていくならば、ソーシャルワークはより効果的なものになるという初期の理念から発展した。こうした「治療上の効果」という観点は、ワーカーが行動の自由（バイステックによれば限定されている自由）を尊重し、保証するという、クライエントの立場の向上をもたらすことになった。

しかし、社会福祉のサービスを受ける人々の大半が、経済的・政治的に力を持つ集団によって抑圧され不利益を被っているような社会においては、このように表現される「自己決定」の価値には効果がないのであり、無差別な原則の容認は批判されるべきものである。

また、「自己決定」の権利を意味がはっきりしないままに容認するよりも、むしろ公的施策の決定に積極的な参加を促進しようとする方法を第一義的に認めたのは、国際障害者年の長期行動計画の策定においてであろう。ここには自己決定に関する限界についての認識があったと思う。すくなくとも参加は、何かの決定についてある種の影響

力を持つというものである。こうした見解は明らかに「市民権(citizenship)」を基盤としており、民主主義社会で公的制度によるサービスを受ける市民は、選挙での代議制による決定という距離のある参加以上のものが保証されるべきのみならず、市民に影響を及ぼすような決定には、もっと活発で日常的かつ直接的な参加が保証されるべきだという認識が共通のものになっている。

つぎに、エンパワーメントの観点から論じておくべき用語に「消費者（主義）」および「利用者」がある。当初、これらの言葉は社会福祉サービスを受ける人々と供給者の不平等な上下関係を是正するものとして歓迎された。もともと消費者主義は、クライエント参加の運動として、広範な消費者運動の理念の適用に関わりながら1970年代に成長した。消費者主義は市場世界における「“売り手一買い手”の関係ではビジネス・パワーが過剰である」(Kroll and Stampfl, 1981, p. 97)ことに対応するひとつの運動である。

しかし、こうしたアプローチを社会福祉的サービスに適用するには困難がある。なぜなら、対人的なサービスは商品の購入と大きく異なる点があり（例えばTitmuss, R., 1968, p. 146）、また消費者自身がいかなるニーズを持つか明確化されていない場合がある。さらに社会的なサービスの利用を拒否し、あるいはためらい消極的な姿勢を取る人々が常に存在している。したがって、生産物やサービスが容易に利用できるという想定にたつ「消費者モデル」は、選択ができないところでの低劣なサービスの提供が行われる状況では成立しない。しかし、こうした事態に対処するためには、公的サービスの規定のなかで選択の余地がない消費者であると簡単にきめつけるのではなく、サービス提供の決定過程について再点検することや質問を発するという過程を認めるエンパワーメントとアドボカシーの方法を確立し、さらに苦情申立

ての手続きを明確化しておくことが必要なのである。ポッター(Potter, 1988, p. 149)は消費者主義政策に、①アクセス、②選択、③情報、④代表の参加(representation)という4つの主要な要素が必要であるとしている。

この消費者アプローチに伴う一般的な、また公的サービスに消費者主義を適用するうえでのもうひとつの問題は、消費者主義戦略の多くが当のサービスに取り込まれて消費者の不利益につながることである。例えば、公的機関は「市民のセンス」を重視するということで専門家の会議などに消費者参加を用いてきたが、場合によると情報を与えられずに、あるいは偏見を持った消費者の参加があるために、道義的と称して過大な家族ケアの義務が求められるといった事態も生ずる場合があった。資源が不足する状況の中では、まさに社会の辺縁にある集団に対するサービス提供を行わないことを正当化するために用いられる場合もあったし、あるいは厳格な実施要領を設けてニーズを規定し、政策的な目標とサービスの割当てを告知し、サービス提供を行わないことを正当化するために用いられることもあった。

4. エンパワーメントとアドボカシー

以上、専門的な活動におけるエンパワーメント理論の適用についていくつかの側面から述べてきたが、さらに実践的な活動としてのアドボカシーが社会福祉の領域で、より広範な展開を見せてきた。他者の権利と利益を守ること、そして無力な状態に置かれ続けたり排除されたりしてきた人をエンパワーすることがアドボカシーの目的である。つまりアドボカシーはエンパワーメントの基盤を形成する最も具体的な実践なのである。

今日のイギリスにおけるアドボカシーは知的障害者を中心として、精神障害者、痴呆性高齢者などに拡大しつつある。ここでは、すべての人々が

その障害のいかんにかかわらず、価値と権利をもつという理念を基盤としている。それは、社会の構成員の中で多くの人々が利益から除外され、自分自身のそして地域社会のよりよき暮らしに貢献することを妨げられているような社会は健全ではないという見解を共有する。また、分離による「特別な」サービス体制は、障害を持つ人々を通常の地域社会での生活から専門的に管理する環境へと隔離するものであり、それは人間の成長と発達に対する権利に制約を加え、偏見を強化するものであるとの認識も共通している。この「特別な」サービスとは長期の入所施設を指すばかりでなく、多くの地域社会にある入所、分離教育、作業所その他の隔離された場を指す。これに対する「自己」「市民」「専門家」など各方面からの改革運動、そして当事者のエンパワーメントの基盤としてアドボカシーが急速に発展してきた。これについては別に述べたものもあるので（谷口,1995）、今日発展しているいくつかのアドボカシーのタイプを、知的障害者の領域を中心として整理しておきたい。

まず、「セルフ・アドボカシー (self-advocacy)」は、専門家と市民のアドボカシーに存する問題の幾つかに対処すべく組み立てられている。つまり、自身のためにアドボケートするためのスキルを学習し、情緒面での表現力を獲得できるように人々を訓練し、支援する。これに伴う問題は、例えばコミュニティ・ケアに関係する非常に複雑な官僚制に対処するといった課題など、問題が複雑で難しそうたり、人々のスキルが対処すべき課題に見合っていないことがあるということである。しかし、セルフ・アドボカシーの成長は公的サービスの計画立案者と提供者に対する挑戦であるばかりでなく、同時に介護に当たる親が創ったアドボカシー団体の運動（例えば親の会の施設入所サービスを求める活動など）に対する挑戦でもあることを明らかにした。また、同様の緊張関係が他の障害

アドボカシー集団で明らかに存在する。つまり、固定的な障害者のイメージをもとにして基金を募るといった伝統的な方式をとっているような既存のアドボカシー集団に対する異議申し立てを、さまざまなセルフ・アドボカシー集団が行っている。

「シチズン・アドボカシー (citizen advocacy)」は、他のアドボカシーと同じく、無力な状態に置かれ続け、または除外され続けてきた人々をエンパワーすることを目的とする。それは、障害あるいはその状態に対する社会の認識や対応のために、権利や普通の生活の機会を侵害され、危機にさらされ、価値を低められ、差別され、除外されているすべての人のニーズに対応すべく設定されたものである。ここでは、1対1の関係を基盤とした活動が行われ、例えば友人としてのボランティアが、身体障害や学習障害の故に自分自身のことを語ることができない人々の見解を知り、ケース・カンファレンスなど必要な場合にその見解を代理として表明する。この主眼は、当のクライエントの見解と進歩を時間をかけて綿密に知ることでアドボケートするという継続的な関係である。

「グループ・アドボカシー (group advocacy)」は類似の関心事を持つ人々をグループとし、彼等が共有する関心事を表明する集団として活動する。イギリスにおける最近のグループ・アドボカシーは、MENCAP（全英知的障害市民協会）、脳性まひ者協会 (Spastic Society)、Values into Action、People Firstなどのグループで行われている。これに伴う問題は、こうした関心事が全員に共有されないこともあり、少数の人々のニードが満たされず、また集団過程に対処するという複雑さが問題（例えば幾人かが不適切な支配をするなど）を生ずることもあるとの指摘もなされている。

アドボカシーには、こうした幾つかのものを組み合わせるのが実際的であろう。強力なグループやセルフ・ヘルプの組織から支援されるセルフ・

アドボカシーが、専門家の支援・訓練・援助と専門家のアドボケートを招き込んだとき、これらすべてのアドボケートのモデルの利点が結合され得る。またアドボカシー分野における今日の急速な展開は、アドボケートの可能性についてより明白な概念構成を必要としている。この伸展によって、現今イギリスのコミュニティ・ケア政策で問題となっているものを当事者および市民サイドから批判的に見ることが可能になるのである。

5. コミュニティワークとエンパワーメント

エンパワーメントには、コミュニティをクライエントの集合体として把握し、それらクライエントを中心としたコミュニティ形成の活動が含まれる。それはクライエントがコミュニティの中で正当な位置と発言権を獲得し、地域のネットワークと集団に根づくことがエンパワーメントの目的だからである。したがって、ここでは当然のことながら、コミュニティワークとの関係を論じておかねばならない。

コミュニティワークに関する実践理論の蓄積は、ケースワークに比較して立ち遅れている感がある。しかし、今世紀初頭のヨーロッパ諸国の非植民地化政策以来、実践的なアプローチとその方法が過剰なほどコミュニティワークの文献の中に持ち込まれており、むしろその現実的な問題は、立ち遅れというよりもむしろ諸理論の分類と選択そして実践に関わっているものと考える。そして、このいささか未成熟な状況の中でのバックボーンとなっていくのはエンパワーメントの概念ではないかと思われる。そこには、イギリスも日本も中央政府の政策によって社会福祉の制度が規定され、地方政府やコミュニティの意向とは遠ざかっていくという現実の中で、改めて住民のエンパワーメントを基盤に据えたコミュニティワークの登場が求められていることを強調しておきたい。その状況は、

例えばイギリスではつぎのように表現され、現代社会共通の事象として理解されるものである。

- * 現代社会の構造と組織および社会関係は、市民の無力化、不平等、抑圧を招いている。かような構造と関係に挑戦する必要がある。
- * 市民は、自ら重要な関係事項について参集し、組織をつくり、あるいはこうした問題が切り離され個別化されている事態に挑むことも、先の挑戦のひとつである。

(Sheffield Dep. of Family and Community Services)

本来的に、コミュニティワークの中でもソーシャルアクションを重視するアプローチは、より多くの権力を持つ者から、その権力と資源あるいは決定権をコミュニティの中のより権力を持たない部分に再分配しようとする多くの方法を包含するものといわれている。つまりエンパワーメントの手法そのものの実践が含まれているのである。

そこで、この項ではエンパワーメントを主眼とするコミュニティワークについて、以下、バーバー(Barber, J. G., 1991)による論述に依拠しながら、特に彼が批判する「合意モデル」と、今後推進すべきモデルとしての「葛藤モデル」を紹介しておきたい。

そもそもコミュニティワークの発端は、特にイギリスにおいてかつての植民地勢力に対するコミュニティ・ディベロップメントから来たものであって、例えばアフリカの村落コミュニティでの不適応による結果として住民が市街地へ流れていくという結末を避けようとしてのコミュニティワークであった。こうした活動は、しばしば100人以下の緊密に結ばれたコミュニティ（集落）でおこなわれ、そこでは目的に対する住民全員の一体性と社会的な一致と調和が想定されていた。したがって、コミュニティワークの介入は当のコミュニティの「すべての」構成員を対象とするものが成功す

ると考えられていた。まさにこうしたコミュニティ・ディベロップメントには現存のコミュニティ・グループを維持するとか、新しいグループを開発して、すべての個人がコミュニティの中で自分のパーソナリティを成長させたり、地位や存在意義を確立していく機会を確保することが含まれており、この課題を成し遂げていくための主要な動力源は、協同して問題解決を図ろうとする地元のディスカッション・グループであり、そこでの参加と考え方の共有ということである。

こうしたコミュニティワークのタイプは「合意(consensus)モデル」と称されている。ここでのワーカーの役割は、ロスとラッピン(Ross and Lappin, 1967)によると、第1のそして最も重要なそれはガイドとしての役割とされ、たとえある種の決定が有害な影響を及ぼすと分かっていても、決定はコミュニティの人々に残しておくべきだと主張されている。これについてロスとラッピンはコミュニティワーカーを常に中立で非審判的な精神科医と比較し、「コミュニティワーカーは社会化された医療の代弁者として“左翼”とか“右翼”あるいは上層とか下層階級の一部であろうとしてはならないし、また私企業の代弁者になるようなことがあってはならない」(p. 211)としている。さらに彼等は、ワーカーの専門的技術は方向づけることではなく「事実」と「資源」を提供することに限定されなければならないことを強調している。例えば、ワーカーは別のコミュニティの情報を提供することができるし、あるいは政策形成における政治的な過程に関わるような事項についての技術的な情報とともに、組織化の方法と過程に関する助言をすることができる。最後に、コミュニティワーカーは社会的な治療者として機能する。かくしてロスとラッピンは、個人に関わる精神科医の仕事と、コミュニティそのものに関わるコミュニティワーカーの行動とに奇妙とも見える共通項

を描き出した。コミュニティワーカーは、当のコミュニティの各種のグループが「診断」を求めており、居住者がばらばらに分かれている状況を認識し、修正するために、コミュニティ成員の中の中心的な人々の助けによってそのコミュニティの「治療」を行う、と。

簡単にいえば、合意による変革モデルは、過ぎ去った時代の社会関係の蘇生を夢見ているのである。ロスとラッピン(1967)のさながら裸足の精神科医といった類いのコミュニティワーカーに関するばかりたイメージは、共同体的な仲裁と調和というセンチメンタルなひとつの図柄であるかもしれないが、ともかくコミュニティに関する彼等のこうした仮定の基本部分は、小地域での開発を研究する他の人々にも受け継がれている。コミュニティに関する最近の社会状況における問題は、階層とか抑圧的な政治構造というよりも近代化に帰するものであるとし、ゆえに、小地域に目を向ける人たちは「政治的な」問題よりも「技術的な」問題としてのコミュニティの再発見を考えているかのようである。

ヒンドーカ(Khinduka, 1987)は次のように主張している。「社会変革に向けての戦略として、コミュニティ・ディベロップメントに絶えずつきまとう限界は、それが社会的な問題に対して社会経済的なアプローチを探るよりも、むしろ心理的なアプローチを探るためである。コミュニティ・ディベロップメントのプログラムの目指す所は、人々の社会経済的な関係において実際に革命を起こすことなくして、コミュニティの人々の心理に革命的な変化を生じさせることを目指す。コミュニティ・ディベロップメントでは人々が経済的な力によって決定するというのではなく、その心理的な能力によって決定を下すようにという関与が行われる。」

しかしながら、コミュニティの意見は、一定の

地理的な範域の中で一致している必要はないのであって、むしろ抑圧された階層や下位集団の代表者の意見と一致しているべきなのである。そうした人々は地理的に非常に近接した地域に居住しているかもしれないが、このことは新しいエンパワーメントを目指すコミュニティワークのモデルにとって基本要件ではない。問題解決のためにまさに地理的なコミュニティで活動するべきだとするモデルは、クライエント集団の利益に反して行動する機会を増大させる危険性もある。

またコミュニティという言葉は、希望に満ちたニュアンスで「福祉施設の役割を否定する方向」に使用され、自在に「コミュニティ・ケア」「コミュニティの参加」「コミュニティの自己決定」といった用語が振り撒かれ、意見の相違はひとつも存在しないかの雰囲気になっている。しかし、これまで再点検してきたように合意による変革といった類いの伝統を全面的に信頼してコミュニティのネットワークを機能させようとしたソーシャルワーカーたちは、ひとつの場所（施設）から別の場所（コミュニティ）にケアの移行を進めようとしているが、そのクライエントたちの基礎的な環境（コミュニティ）を変えることができないでいることが多いのである。

これまで見てきた合意もしくは小地域開発モデルとは対称的に、[葛藤アプローチ (conflict approach)] によるコミュニティワークの方法は、普遍的に容認される解決に向けていこうとする努力はなにもしない。葛藤という視点から活動するコミュニティワーカーは、その特定のクライエント・グループの限定的な利益を促進することのみを追及する。それは、政治的な葛藤が社会とは切り離せないものであり、変革によってある部門が受ける利益は他の部門の不利益になるはずだという想定に立っている (R. Fisher, 1987 参照)。これよりもさらに、葛藤アプローチは構造的な不

平等が、究極の所、貧困者に対する剥奪によると力を込めて主張する。社会で慣例的に行われている多元的なチャネルを通じての政治への参加は、市民社会の全体像を現わすものではないと主張するのである。

葛藤アプローチは、市民の草の根の連合体を樹立しようとするものである。この組織は必要とされるサービスを造り上げるといった単一の論点を巡りながら成長していくものもあるうし、あるいは決定権を握るエリートから草の根の連合体そのもののへの権力の移行といった広範な社会的協議事項を提起するということもある。前者の場合はしばしば、そして後者では常に、こうした組織の活動は論争を呼び起こし、激しい抵抗も生ずる。グロッサーとモンドロス (Grosser & Mondros, 1985) は、この種のコミュニティワークに携わるワーカーには 3 つの基本的な役割があるとしている。第 1 は教育者としての役割であり、そこではクライエント組織の構成員をその社会的な状況に対応していくように励まし、自分たちの問題に集中し、可能な解決について予測していくように励ます。実際上、当のワーカーは彼等の個人的な問題と根底にある社会政治的な構造とを関係づける支援を行いながら、その構成員に政治色を帯びさせて行くのである。

葛藤モデルで最も明確に整理された実践で良く知られているものはソール・アリンスキ (Saul Alinsky, 1969, 1971) と新アリンスキ主義者 (J. Fisher, 1984 ; Kahn, 1970, 1982) によるものである。アリンスキの方法では、コミュニティワーカーは社会変革の触媒として変化を生ずることができるように高度の訓練を受けていなければならない。ロスとラッピンが描き出した非指示的な社会的治療者としての役割とはかけはなれて、アリンスキの理想的なコミュニティ・オーガナイザーは最前線をリードする。地域集団の自立性

を絶えず考慮していくモデルとは異なり、アリンスキーノの戦略では専門的な組織者であることに非常な重点が置かれ、ワーカーは地域の世論を動員し、導き、出来事を解釈し、自治体との交渉を促進する能力を持つ人物なのである。

権力との葛藤対立がアリンスキーノの中でのキー概念である。アリンスキーノは社会における民主的な構造が単に存在するからといって、それがすべての人々の声が届く保障にはならないと信じている。権力に対して戦うために人々を組織することによってのみ民主主義は真実のものになりうる。アリンスキーノはコミュニティワークでの伝統的な合意のアプローチを冷笑し、金銭や政治的な影響力を持たない人々は戦闘的な方策によってのみ権力を持ちうるはずだと論じた。

これを展開した新アリンスキーノ主義者たちは、貧困者が権力以上のものを必要としていると認識している。また貧困者は政治的教育を必要としている(J. Fisher, 1984 参照)とも言う。かれらには単に戦術とか権力ということではなく、階級・人種・ジェンダー・民主的な価値といった論点で呼びかけていくための分析を必要としている。この目的は貧困者に教え込んでいくことではなく、社会的な構造の根本にかかわるその役割を明確にして、かれらの窮状についての論議や展望を得る機会を提供するところにある。アリンスキーノのアプローチと新アリンスキーノ主義が異なるのは、最小限、2つの重要な方法についてである。ひとつは、新アリンスキーノ主義は、小地域での関心事に根ざしていたり地元の小さな部門を抜け出たばかりのものであるにせよ、「集合的な(mass)」政治組織の展開を追及する。1960年代のアリンスキーノ流儀の組織化は特定の近隣社会あるいは民族集団などに限定しており、ひとつの抑圧された集団が別の集団を非難告発するものであった。こうした部分について新アリンスキーノ主義者たちは、草の

根の諸組織をより大きな政治力を持つものに結びつけて行く機会を追及している。第2に新アリンスキーノ主義者たちは、アリンスキーノの手法における専門主義を排斥している。かれらは専門的に訓練された組織者をアリンスキーノのように重視し、地元のリーダーシップを見出し、助長するという点に価値を置くことを拒否している。

つまり新アリンスキーノ主義では6つの点に要約される地域組織プログラムを開発した。第1は差止めであり「主権者(民衆)が指揮統制する」、つまりワーカーが当の地域がなにを為すべきかについて予断を抱くことがないようにするための注意標識である。多くの人々の名前を知り、できるだけ地域の人々の家で話し合って、コミュニティでの関わりを展開するというのが第2点である。第3に12人以下の家庭での会合を組織する。この小さなグループが、コミュニティの代表であるべきより大きな「主権者の組織」の基礎となっていく。個別的な関心事を話し合いながら、そのグループは共通の関心事や論点を見出し始め、集団の連帯意識を強めながら、紛争に対する自分たちの方針を固めていく。第4に、同様の考えを持った個人を探し、そこに包み込んでいくことでその集団が成長していく。第5に、当のコミュニティを奮い立たせるような論点を見定める。論点そのものよりも重要なことは、人々をその組織に関与させていく能力である。第6に、その論題を議論するための大きな公開の会合を開く。この会合は当の組織が公式のものとし、ソーシャル・アクション・プログラムを開始させるものである。つぎに、こうした方法で構成された地元の組織は、より大きな連合体の一部となり共通の基盤を求めるものとなっていく。

かくしてエンパワーメントの実践はコミュニティワークと一体となり、物にあふれ権力的な社会のまただなかにある抑圧され傷つけられている人々

が直面している矛盾に、ともどもに挑戦するために、コミュニティの創成を追及するのである。

むすび

このようにエンパワーメントと社会福祉実践を考察してくると、われわれは従来のソーシャルワークの多くの部面に変更を要求されていると思うし、さながらかつてのジェーン・アダムスの社会変革モデルの復活よりも激しい、文字通りラディカルな変革に向かうものに発展させていく時に至っている面があると思う。厳しい財政再建など現在の社会状況は、こうしたラディカルなソーシャルワークを必要としているのである。

Alinsky, S. (1969) *Reveille for Radicals*, New York, Vintage Books.

Alinsky, S. (1971) *Rules for Radicals*, New York, Random House.

Barber, J. G. *Beyond Casework*, Macmillan Education, 1991.

Fisher, J. (1984) *Let the People Decide: Neighbourhood Organizing in America*, Boston, Twayne.

Fisher, R. (1987) 'Community organizing in historical perspective : a typology', in F. M. Cox, J. L. Erlich, J. Rothman and J. E. Tropman (eds), *Strategies of Community Organization* (4th edn), Itasca, IL, Peacock

Grosser, C. F. and Mondros, J. (1985) 'Pluralism and participation : the political action approach', in S. H. Taylor and Roberts (1985), *Theory and Practice of Community Social Work*, Englewood Cliffs, NJ, Prentice Hall.

Kahn, S. (1970) *How People Get Power. Organizing Oppressed Communities for Action*, New York, McGraw-Hill.

Karn, S. (1982) *Organizing*, New York, McGraw Hill.

Khinduka, S. K. (1987) 'Community development : potentials and limitations', in F. M. Cox, J. L. Erlich, J. Rothman and J. E. Tropman (eds), *Strategies of Community Organization* (4th ed), Itasca, IL, Peacock.

Kroll, Robert J. And Ronald W. Stampfl (1981) 'The new consumerism' Proceedings of the American Council on Consumer Interests, 27th Annual Conference, April 1981, pp. 97-100

Lee, Judith A. B. 1994. *The Empowerment Approach to Social Work Practice*. Columbia Univ. Press., New York. pp. 11-13

Marsh, Peter and Mike Fisher (1992) *Good Intentions : developing partnership in social services* (York, Joseph Rowntree Foundation).
Potter, John (1988) 'Consumerism and the public sector : how well does the coat fit ?', *Public Administration*, 66(2), pp.149-64

Pane, M. (1995) *Social Work and Community Care*, Macmillan.

Potter, J. (1988) "Consumerism and the public sector : how well does the coat fit ?", *Public Administration*, 66 (2).

Ross, M. G. and Lappin, B. W. (1967) *Community Organization : Theory, Principles and Practice*, New York, Harper & Row.

Sheffield Family and Community Services Dep. (1990) "Definition of community work, 1986"

Solomon, Barbara B. 1976. *Black Empowerment: Social Work in Oppressed Communities*. New York : Columbia University Press.

谷口政隆 (1995) 「障害者の権利」, 一番ヶ瀬康子編『21世紀社会福祉学』有斐閣所収。

Titmuss, R. (1968) *Commitment to Welfare*, London, George Allen and Unwinwe.

Youghusband, E. (1978) *Social Work in Britain 1950 - 1975*, London, George Allen and Unwinwe. 本出祐之「英國ソーシャルワーク史」(下巻), 誠信書房 1984.

ソーシャルワーク専門分化におけるリハビリテーション・ソーシャルワーク(その2) —ソーシャルワーカー業務の一事例を通して—

Rehabilitation Social Work (RSW) as a Specialized Field in Social Work
—Practical Issues in RSW Work—

小山 聰子

I はじめに

1994年、本機関誌において、リハビリテーション・ソーシャルワーク（以下 RSW と略す）という分野の設定について調査結果および文献研究に基づいて論じた。そこでは、まず、100余の身体障害者更生施設に対する意識調査の結果を踏まえた RSW 分野の確立と養成・研修へのニーズを明らかにした。そして、次にソーシャルワーク専門職生成の歴史的側面及び専門分化の理論に照らして必然性があるか否かについて考察を加えた。結果、1) 多次元的、重複的な専門分化の現状において、合理的基準を欠く分野設定はかえってソーシャルワーク全体の統一性を弱める（奥田 109）、2) しかし、資格問題の現状、経緯を見ると、各専門職団体の実利や分野固有の事情、力関係で資格が論じられる場合もあり、専門分化において学問的妥当性を論ずるのみでは、現実に即さない、という整理をした。そして、「障害者福祉」、「社会リハビリテーション」、「リハビリテーション・ソーシャルワーク」のそれぞれを概念としておさえ、その関係を整理しておくことの必要性を訴えた。また、名称の問題と関連して、病院のリハビリテーション部門にかかるメディカルソーシャルワーカーにより始められた RSW 研究会について触れ、RSW の定義付けの所から違ひのあることを指摘し、調整が必要であると述べた（小山 参照）。

その後の RSW 研究により、石井はメディカルソーシャルワーク(MSW) の立場から、この分

野確立の必要性を再度訴えるとともに、まだ、議論が局所論的段階であると指摘した。すなわち、RSW 問題が、身体障害者更生援護施設の立場と、医療ソーシャルワークの立場でそれぞれ別に論じられ、定義づけそのものも統一されていないということである。そして、今後この分野が社会的に承認されるには、各分野、領域における実践を分析し、比較検討しながら明確化した上で他領域における RSW との間で理論的なすりあわせを行う作業が必要であると強調している。（石井 P316～317）

上記「障害者福祉」と「社会リハビリテーション」の定義については、奥野が各研究者の理解における現状を示し、統一性がないことを指摘した上で、1982年の国連世界行動計画において整理された「障害に関する主要3分野」、すなわち「予防」「リハビリテーション」「機会均等」の概念と関連づけて整理を試みた（奥野 4）。

こうした流れを踏まえて、本論文では、個々の実践から帰納法的に RSW のあり方をさぐってゆく試みの一環として、国立身体障害者リハビリテーションセンター理療教育部理療指導室におけるソーシャルワーカー業務を事例的に検討する。この部署における業務を特に取り上げるのは、自らがソーシャルワーカーとして約5年間手がけた内容を振り返ることで、福祉サイドにおける職務分析のポイントを探る意図による。帰納法的検討のためには、職務分析が欠かせないにもかかわらず、MSW 以外の分野では未だ体系的に取り組まれて